

奨学金の貸与を希望する皆さんへ
[予約募集(令和7年度版)]

- この奨学金の貸与を受けた場合は、貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知した上で申請してください。
- 申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

学校への提出期限：令和6年 月 日

1 募集の趣旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものです。

2 奨学金の種類、貸与月額

奨学金の種類	区分	通学区分	貸与月額(予定)
高等学校奨学金	国公立	自宅	18,000円
		自宅外	23,000円
	私立	自宅	30,000円
		自宅外	35,000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、父母等(父母又は父母に代わって家計を支える者)と同居し通学する場合で、「自宅外」とは、父母等と別居し寮などから通学する場合である。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とするため、奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないとと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

申請者が多い場合は、応募の資格や応募基準を満たしていても採用されないことがあります。

3 奨学金貸与期間

貸与期間は、原則として、令和7年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

4 応募の資格等

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和7年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に進学しようとする者

(2) 応募基準

次のア又はイに該当する者

ア 世帯の1年間の認定所得金額が、**別紙1**の収入基準額以下の者

イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で**3.0以上**であること

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

(ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者

(イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

(ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) **応募の資格**
 鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和7年4月に高等学校又は中等教育学校の後期課程に進学しようとする者

(2) **応募基準**
 次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。
 ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
 イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
 ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、別紙2の収入基準額以下の者
 [ア又はイに準ずる者]

(3) **推薦基準**
 「(2) 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者
 ア **学力など**
 勉学意欲のある者
 イ **人物**
 高等学校奨学金・学力基準ありに同じ

5 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

(1) 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）（第1号様式）
 (2) 令和7年度高等学校等奨学生在学募集申請用チェックシート
 (3) 添付書類
 ア 父母等の所得に関する証明書等（別表1参照）
 ※ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者で、父母等の所得額課税額証明書が提出できない場合は、「児童養護施設長の意見及びその他参考事項」（別紙様式1）を提出すること。
 イ その他必要な関係書類等（別表2参照）

別表1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を同一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。（同一世帯員のうち、次の①～③以外の者にも所得がある場合、その者に関する証明書等の提出は不要。）

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等各1通を添付（父母連名の証明書1通は不可）
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

所得区分	必要な証明書等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。(注)①参照
2 年金所得等がある場合	◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合、次のい

	<p>いずれかの証明書を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和5年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は令和5年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し) (令和5年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (令和5年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) <p>※ 次のいずれかの証明書を添付すること。</p> <p>(1) 雇用保険を受給している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 <p>(2) (1)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 無職無収入証明書(原本)又は現況届(原本)等 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 <p>(注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。</p>
4 収入が著しく減少した場合 (令和5年中に就労していたが申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本) 【会社等発行の別紙様式4又は会社等独自の様式】
5 1～4, 6以外の場合 (令和5年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの)
6 生活保護受給世帯の者 (世帯全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

別表2 特別控除又は特別加算を受けようとする者

特別控除又は特別加算の事由により、それを証明する書類を添付すること。

特別控除又は特別加算の事由	必要な書類
障害のある人(1級～3級)のいる世帯	障害者手帳(写し)又は療育手帳(写し)
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断書(原本) 長期療養による年間支出額(別紙様式2)及び領収書(写し) ※申請時から過去1年分
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額(別紙様式3)及び領収書(写し) ※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書(写し) 被害額を証明する書類 ※原則1年以内

6 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216

市町村名	住所コード
曾於市	46217
志布志市	46221
南九州市	46223
始良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
始良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501

市町村名	住所コード
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

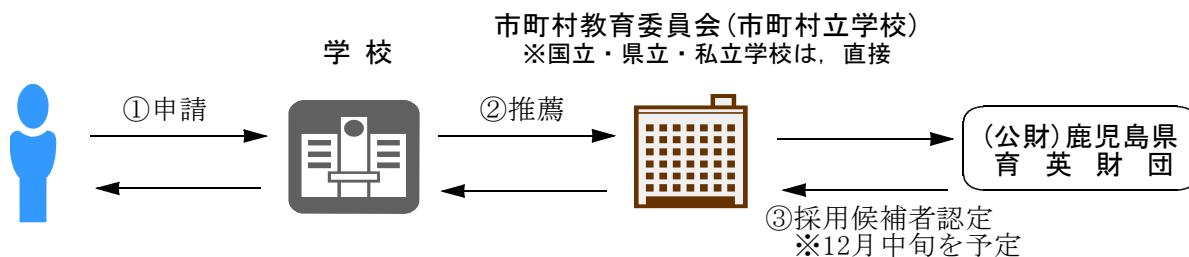
※学校コードは、各学校の奨学金担当者へ確認してください。

7 留意事項

- (1) 提出前に、申請に必要な書類がそろっているか確認してください。
 - ・ 申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
 - ・ 添付書類は、全てそろっているか。
- (2) 採用候補者が次の事例に該当する場合は、採用内定が取消しとなります。
 - (ア) 保護者が県外に転居する場合
 - (イ) 採用候補となった奨学金に定められている対象校種以外に進学する場合
- (3) 生活保護受給世帯について
奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整されたり、奨学金を辞退するよう指導される場合がありますので、市町村役場又は福祉事務所等へ必ず相談をした上で申し込んでください。
- (4) 市町村奨学金等との重複貸与について
市町村等によっては、他の奨学金との重複貸与を認めていない場合がありますので、併願をしている場合は、必ず市町村等へ確認をしてください。

8 申請から採用候補者の認定まで

- (1) 在学する、又は卒業した中学校、義務教育学校（以下、中学校等という。）を通して申請してください。
申請書類は、市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を経由して、国立・県立・私立学校の場合は、学校から直接、当財団へ提出されます。
- (2) 選考については、令和6年12月中旬までに採用候補者等を認定し、市町村教育委員会（国立・県立・私立学校は直接）を経て中学校等へ通知します。



採用候補者として認定されなかった場合は、進学後、在学募集に応募できます。

(ただし、資格要件を満たしている者に限ります。)

予約募集に応募した者が、採用候補者として認定されなかった場合でも、高等学校等入学後、再度応募することができます。(募集期間：翌年4月上旬～5月中旬を予定)

また、その場合は、当財団が発行する「選考結果通知」の写しを提出することで、所得に関する証明書等の添付を省略することができます。

なお、在学募集の詳細については、進学する高等学校等にお問い合わせください。

9 採用決定までの流れ

(1) 中学校等在学時

上記8の(2)の通知を受けた者は、「奨学金振込口座届」(上記8の通知と併せて送付)を期日までに学校に提出してください。

(2) 高等学校等進学後

通知後の翌年4月に、進学先の高等学校等を通じて在学の確認をし、「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付します。採用候補者は必要事項を記入の上、学校に提出してください。学校から当財団への提出が確認され次第、正式に採用決定となります。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の印鑑登録証明書の提出も必要**となることから、事前に関係者間で、奨学金についての共通した認識を持つておくこと。

(3) 採用候補者の取消

決められた期日までに提出のない者や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補者の認定を取り消します。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか(親権者がいない場合は後見人)を選任してください。
- ・ 自己破産者(免責になった者も含む。)や再生債務者及び未成年者は選任できません。(父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。)
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

10 奨学金の貸与方法及び交付日

奨学金は、**奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座**に振り込みます。

該 当 月	交付日(採用初年度)	交付日(次年度以降)
4～6月分の奨学金	5月末	5月10日
7～9月分 "	7月10日	7月10日
10～12月分 "	10月10日	10月10日
1～3月分 "	1月10日	1月10日

※ 交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

11 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制(無利息)であり、貸与終了後は**返還の義務があります。**
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後(7か月目)からです。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。**
- ・ 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - ・ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ・ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - ・ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
	自宅外	23,000 "	828,000 "	124 "	6,700 "
私立	自宅	30,000 "	1,080,000 "	144 "	7,500 "
	自宅外	35,000 "	1,260,000 "	150 "	8,400 "

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

奨学金貸与申請書記入上の注意

※黒か紺のボールペンで記入すること。(鉛筆や消せるボールペンは不可)

第1号様式

奨学金貸与申請書(高等学校等奨学生:予約募集)

学校が記入

学校名	鹿児島市立〇〇中学校					学校コード	1	1	1	1	1	1
氏名	フリガナ イクエイ アキオ					生年月日	元号	年	月	日		
	育英 秋男						平成	2	1	0	5	0
家族住所	〒 890-0008		フリガナ カゴシマケンカゴシマシ〇〇1-23-4					鹿児島県鹿児島市〇〇1丁目23-4				
	住所コード	4	6	2	0	1	住所コード一覧から転記					
住所	アパート名(マンション) 部屋番号		育英コーポ 100号			携帯電話	090-□□□□-☆☆☆☆					
						固定電話	099-△△△-〇〇〇〇					
※ 入学後の通学区分		自宅通学・自宅外通学										
進学希望校	第一希望				第二希望							
	□□高校				※ 国公立・私立 ※ 全・定・通			△△高校				※ 国公立・私立 ※ 全・定・通
希望校	学科名	普通科			※ 昼・夜		学科名	普通科			※ 昼・夜	
	貸与開始から卒業までの正規の修学期間(第一希望校)		令和7年 4月から令和10年 3月まで(3年間)									
同一生計の家族状況(別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記)												
別居者に○	続柄	氏名	年齢	所得の種類	※ 設置別	学校名	学年	※ 生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名			
1	父	育英 春男	48	給与	専業主婦等で全く収入のない場合も市町村役場が発行する令和6年度(令和5年分)所得額課税額証明書を提出してください。(収入がないということの証明が必要です。)							
2	母	育英 秋子	45	事業所得								
3	本人	育英 秋男	15	なし	国・公・私	〇〇中学校	3	自宅・自宅外				
4	姉	育英 夏子	19	なし	国・公・私	△△専修学校(専門課程)		自宅・自宅外	日本学生支援機構			
5	兄	育英 春彦	16	なし	国・公・私	□□高校	1	自宅・自宅外	県育英財団			
6	祖母	育英 フユ	74	年金	特別控除の対象となるので学校名を正確に記入すること。							
7												
8	所得の種類は必ず記入し、父母については種類に応じて必要な証明書を添付すること。姉兄等で、同居しているが生計を別にしていない者については、記入する必要はない。											

- 注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。
- 注③ 「学校名」欄は、「◎◎市立〇〇中学校、△△専修学校(専門課程)、□□高校、」など正確に記入すること。
- 注④ 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科は5年間、通信制・定時制は4年間
- * 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

家族の生活状況及び奨学金を必要とする理由

本人が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

※ 奨学金は本人の修学のために貸与するものであり、貸与終了後は返還の義務がある。
記入に当たっては、奨学金の貸与を受ける必要性を保護者等と十分検討し、貸与終了後の返還方法（計画）についても保護者や連帯保証人等を含めてよく話し合うこと。

特別 控 除 等 の 申 告 欄	障害のある人のいる世帯 (1級～3級)注①	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付) 知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)
	長期療養者のいる世帯	病 名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額【 万円】
		【病状】
	主たる家計支持者が別居している世帯(単身赴任等)	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額【 万円】
	震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	被害の種類【 】 被害発生時期【 】 被害内容【 】

※該当する場合はいずれかを○で囲む。		特 記 事 項	※申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。
生活保護受給世帯	世帯分離 ・ 同一世帯		
市町村民税課税状況	非課税 ・ 減 免		
児童養護施設	施設退所 ・ 施設通学		

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 6 年 9 月 1 日 ← 記入した日

※各自で必ず記入すること。

本人
(本人自署)

氏 名 育 英 秋 男

育英

← 本人の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住 所 鹿児島市〇〇1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏 名 育 英 春 男

育英

← 保護者の署名・押印

〔単身赴任等〕 住 所
別 居 者 注②

各自自署のうえ、本人印と保護者印は、異なる印を押印のこと。
また、印鑑はシャチハタ等(金融機関等で取扱いできない印)は不可。

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

注① 「障害のある人のいる世帯」における特別控除又は特別加算は、1級～3級までの該当者が対象
注② 「単身赴任等別居者住所」については、主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合に、別居先の住所を記入すること。

別紙 1**認定所得金額の算定方法・収入基準額**

(高等学校奨学金 [学力基準あり])

高等学校奨学金の応募に当たっては、次のⅠ、Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が、Ⅳの収入基準額以下でなければならない。

I 所得金額の算定方法

所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」 - 下表により算出した控除額

- ・ 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ⑤ 専従者給与 |
| ② 賃金 | ⑥ 年金 (恩給、老齢年金、遺族年金等) |
| ③ 役員報酬 | ⑦ 扶助費・疾病手当 |
| ④ 歳費 | |

- ・ 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式 (A) を適用する。
- ・ 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者 (収入金額が多い方) には算定式 (A) を適用し、従たる家計支持者 (収入金額が少ない方) には算定式 (B) を適用する。
- ・ 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式 (A)

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 267万円	年間収入金額と同額
268万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+214万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+174万円
782万円 ～	408万円

算定式 (B)

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

(注) 同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額とする。

II 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事由	特別控除額	必要な書類			
世帯を対象とする控除A	(1) 母子・父子世帯	99万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
			自宅通学		自宅外通学	
		高等学校	国公立		39万円	69万円
			私立		88	118
		高等専門学校 1～3年次	国公立		39	69
			私立		88	118
		高等専門学校 4～5年次	国公立		43	72
			私立		87	116
		大学	国公立		74	121
	私立		133	180		
	専修学校	高等課程	国公立	39	69	
			私立	88	118	
専門課程		国公立	36	81		
		私立	102	147		
	(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人(1級～3級)1人につき 99万円	障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)			
	(4) 現在長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額(申請時から過去1年分)	医師等の診断書(原本)、別紙様式2及び申請時から過去1年分の領収書(写し)			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別に支出をしている年間金額ただし、71万円を上限とする。	別紙様式3及び直近4か月分の領収書(写し)			
	(6) 震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額	り災証明書(写し)及び被害額を証明する書類(原則1年以内)			
と本す人を控除対象B	申込者本人	39万円				
		高校のない離島の中学校に在籍し、いずれの高校へも通学が困難な者(三島村・十島村の各中学校、甌島の各中学校、獅子島中、金岳中、与路中、池地中に在籍している者) 22万円				

(注1) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めない。

(注2) (3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注3) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の申込者本人に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除できる。

(例)子どもが3人の世帯の場合→[(3人-2人)×39万円]=39万円の控除を受けられる。

III 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Iの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記IIの特別控除額を控除した金額とする。

$$\text{III 認定所得金額} = \text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額}$$

IV 収入基準額

収入基準額は、次の「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

【収入基準額表】

区 分	収 入 基 準 額	
世帯人員	1 人	1 0 3 万円
	2 人	1 6 5
	3 人	1 9 0
	4 人	2 0 6
	5 人	2 2 1
	6 人	2 3 4
	7 人	2 4 6

（注）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに11万円を7人の収入基準額(246万円)に加算する。

前記Ⅳで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額} = \text{III 認定所得金額} \leq \text{IV 収入基準額}$$

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

（注）父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を同一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。（同一世帯員のうち、次の①～③以外の者にも所得がある場合、その者に関する証明書等の提出は不要。）

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等各1通を添付（父母連名の証明書1通は不可）
- ② 父母のいずれか一方しかない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。(注)①参照
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合、次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 令和5年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は令和5年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(令和5年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (令和5年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本)又は現況届(原本)等 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (令和5年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本) 【会社等発行の別紙様式4又は会社等独自の様式】
5 1～4, 6以外の場合 (令和5年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの)
6 生活保護受給世帯の者 (世帯全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

別紙 2

認定所得金額の算定方法・収入基準額
(高等学校奨学金 [学力基準なし])

高等学校奨学金の応募に当たっては、次のⅠで算定される認定所得金額が、Ⅱで算定される収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額とは、1年間の収入金額について、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算出した額を合計して算定する。

1 給与所得の場合

- ・ 所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。
 - ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて認定所得金額を算出する。
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 俸給、給与、賞与 ② 賃金 ③ 役員報酬 ④ 歳費 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 専従者給与 ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等） ⑦ 扶助費・傷病手当 |
|--|--|

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

「給与所得」と給与所得以外の所得を次の換算表により算出した「給与収入換算金額」の合計額を認定所得金額とする。
なお、給与所得、給与所得以外の額及びその換算額は、すべて万円未満を切り捨てて算出する。

【給与所得者以外の給与収入額換算表】

給与所得以外の額	給与収入換算金額
0万円 ～ 360万円	(給与所得以外の額 + 18万円) × 10/7
361万円 ～ 660万円	(給与所得以外の額 + 54万円) × 10/8
661万円 ～	(給与所得以外の額 + 120万円) × 10/9

Ⅱ 収入基準額の算定方法

収入基準額は、下記1又は2の世帯基準額に、3の特別加算額を加えて算出する。
どちらの世帯基準額を適用するかは、①～③のとおりとする。

- ① 給与所得の場合は、1の表を適用する。
- ② 給与所得以外の場合は、2の表を適用する。
- ③ 給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与収入と給与収入換算金額（給与以外）を比較し、適用する表は次のとおりとする。
 - ア 給与収入の方が大きい場合は、1の表を適用する。
 - イ 給与以外の所得の方が大きい場合は、2の表を適用する。

1 給与所得の場合

区分		世帯基準額		
		2級地-1	3級地-1	3級地-2
世帯人員	1人	227万円	199万円	191万円
	2人	301	265	255
	3人	373	330	316
	4人	449	399	381
	5人	526	469	448
	6人	587	524	500
	7人以上を 加算する額	58	53	50

級地の分類	
2級地-1	鹿児島市
3級地-1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3級地-2	上記以外の市町村

2 給与所得以外の場合

区分		世帯基準額		
		2級地-1	3級地-1	3級地-2
世帯人員	1人	141万円	121万円	116万円
	2人	193	168	161
	3人	244	213	203
	4人	305	265	251
	5人	367	321	304
	6人	416	365	346
	7人以上を 加算する額	53	40	40

級地の分類	
2級地-1	鹿児島市
3級地-1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3級地-2	上記以外の市町村

- 3 特別加算額
世帯基準額に加算できる特別加算額は、次の「特別加算額表」による。

【特別加算額表】

区 分	加算できる対象者	加 算 額		必要な書類
		2 級 地	3 級 地	
母(父)子 世 帯	児 童 1 人 の 場 合	26万円	24万円	
	児 童 2 人 の 場 合	28	26	
	3人以上の児童1人につき加える金額	1	1	
障 害 者	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者等	30	28	障害者手帳(写 し)又は療育手 帳(写し)
	身体障害者障害程度等級表の3級 に該当する者等	20	18	

(注) 児童とは、児童福祉法における満18歳に満たない者をいう。

前記Ⅰで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{Ⅰ 認定所得金額} \leq \text{Ⅱ 収入基準額} = \text{世帯基準額} + \text{特別加算額}$$

Ⅲ 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者(父母等)は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を同一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。(同一世帯員のうち、次の①～③以外の者にも所得がある場合、その者に開する証明書等の提出は不要。)

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等各1通を添付(父母連名の証明書1通は不可)
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。(注)①参照
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 4 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合、次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 令和5年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は令和5年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(令和5年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (令和5年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本)又は現況届(原本)等 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (令和5年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本) 【会社等発行の別紙様式4又は会社等独自の様式】
5 1～4、6以外の場合 (令和5年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの)
6 生活保護受給世帯の者 (世帯全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>